

芦屋市都市計画マスタープランの改定について

【報告事項②】

芦屋市都市計画マスタープラン 改定方針 (案)

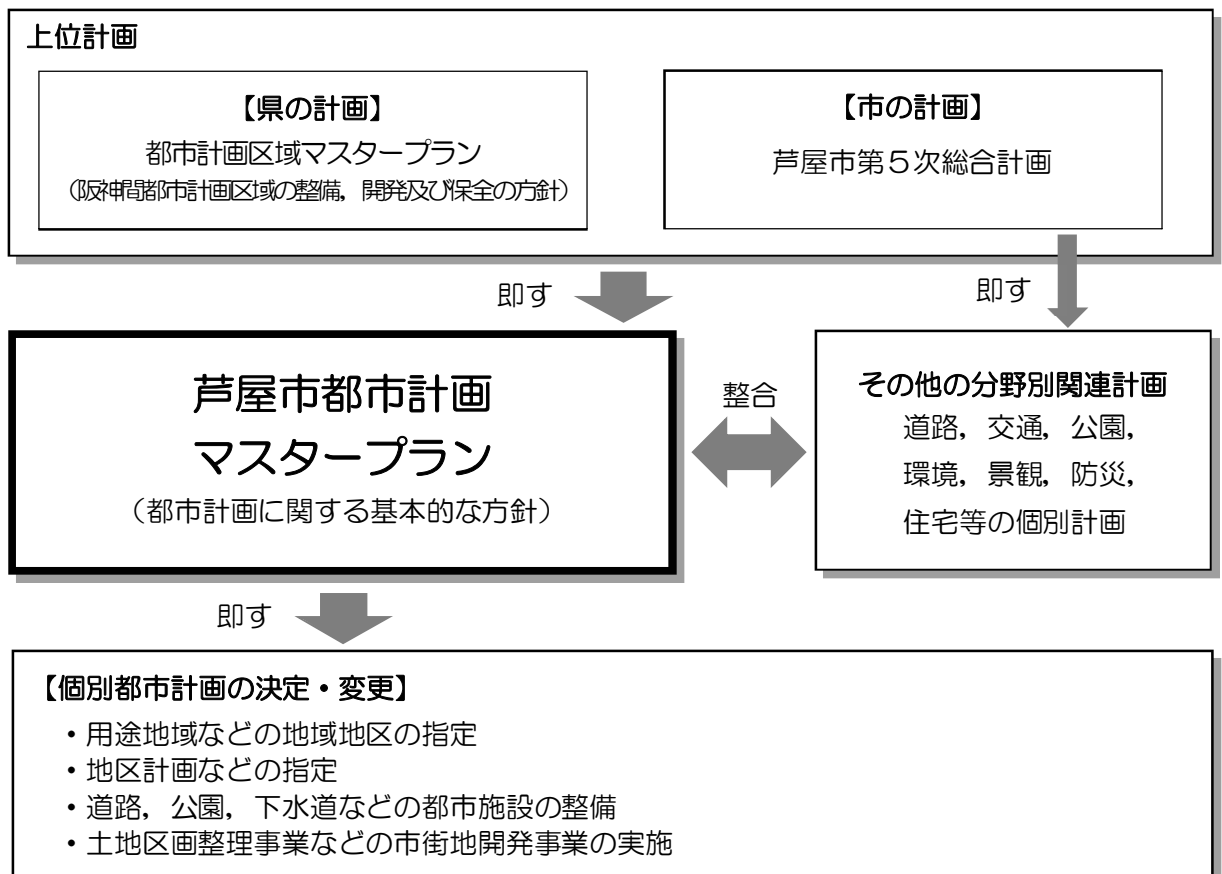
1. 芦屋市都市計画マスタープランについて

(1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法（第18条の2）に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものであり、目指すべき都市の将来像やまちづくりの方向性を示すものです。

(2) 芦屋市都市計画マスタープランの位置づけ

芦屋市都市計画マスタープランは、兵庫県や阪神地域などで定められている広域的な都市計画や第5次芦屋市総合計画（策定中）などの上位計画に即するとともに、分野別関連計画における施策などとの整合を図ります。



2. 改定の背景

芦屋市都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」）は、本市のまちづくりの理念となる「第3次芦屋市総合計画」をもとに、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、10年間の都市計画の具体的な方針を示すものとして、平成17年3月に策定しました。

マスタープランは、上位計画である総合計画に即して定めることが望ましいとされていることから、これまで、「第4次芦屋市総合計画」の策定や策定後の経年変化に伴い、2度の改訂（平成24年3月、平成29年3月）を行っています。

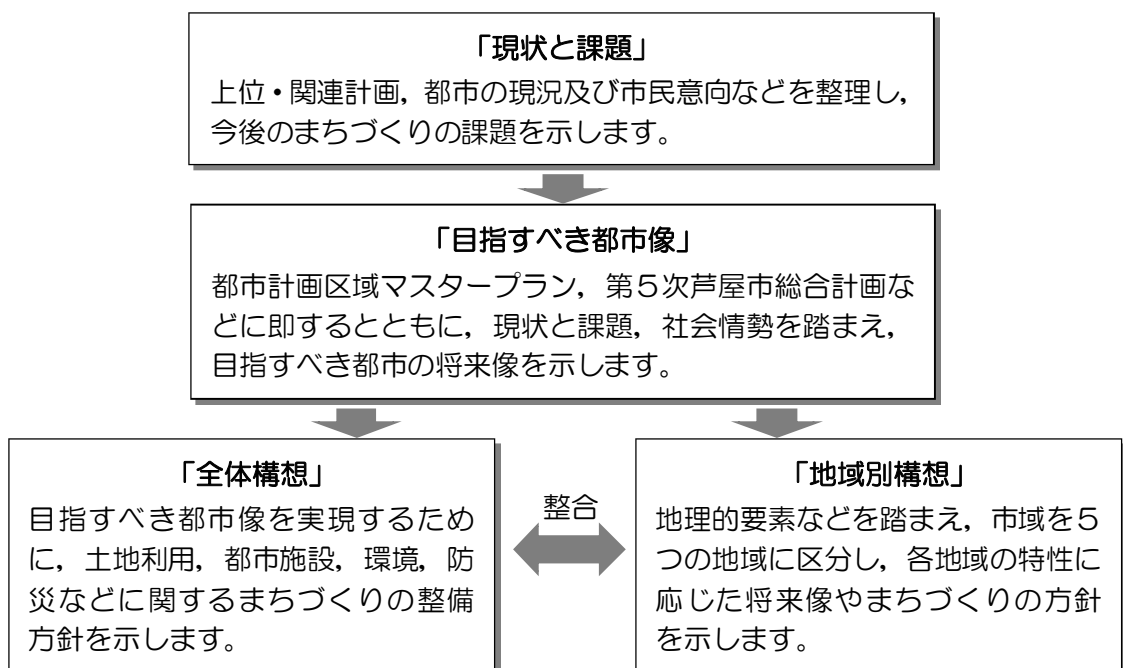
今回の改定は、現行マスタープランが目標年次の令和2年度（平成32年度）を迎えることから見直しを行うものであり、策定中の「第5次芦屋市総合計画」および「阪神地域都市計画区域マスタープラン」等の上位計画や分野別関連計画との整合を図りながら、今後本市が目指す都市計画に関する基本的な方針の策定を行います。

3. 計画期間

概ね20年後（令和22年度）の都市の姿を展望しつつ、概ね10年間の整備方針を示すものとして「第5次芦屋市総合計画（策定中）」との整合を図り、令和12年度を目標年次とします。

4. 計画の構成

マスタープランは、「現状と課題」、「目指すべき都市像」、「全体構想」、「地域別構想」などで構成します。

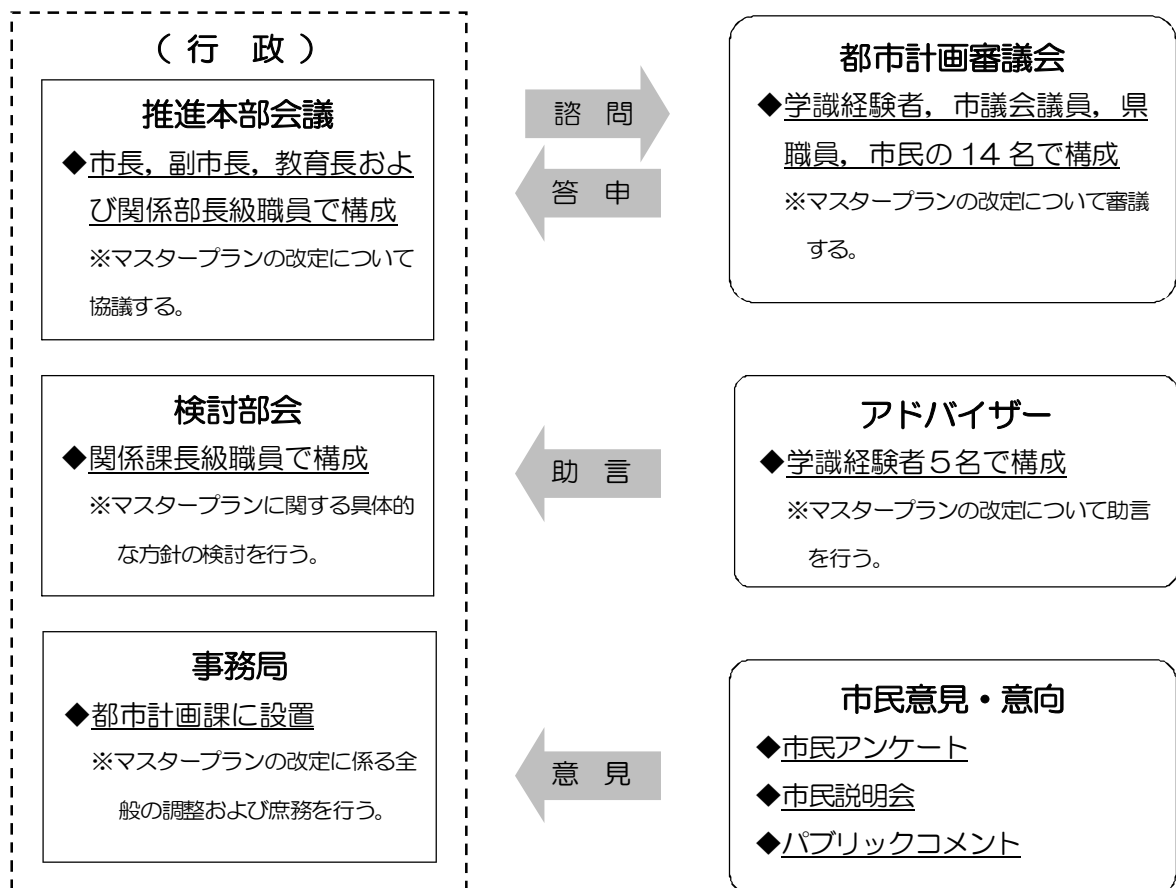


5. 改定の視点・考え方

現行マスタープランに示すまちづくりの方向性や施策目標に沿った、快適で良好な住環境づくりの取組により、将来にわたり魅力あるまちづくりを進めてきたことから、次期マスタープランにおいても基本的な考え方は継承しつつ、人口減少や少子・高齢化の進展、自然災害の激甚化、都市施設の老朽化、新技術によるスマート社会の到来など、目まぐるしい社会情勢の変化への対応を視点として、改定を行います。

6. 改定の体制

《体制図》



7. 改定スケジュール概要（予定）

	令和2年度									令和3年度		
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
全体構想の検討	■											
地域別構想の検討				■								
アンケート調査の実施		■										
パブリックコメントの実施									■			
説明会									●			
都市計画審議会	●			●			●					●

8. 市民アンケート

(1) アンケートの目的

本市のまちづくりに対する現状の評価や今後のまちづくりに関する市民意見・意向を把握し、計画策定の参考とするため、アンケート調査を実施します。

(2) 実施方法

- ① 調査対象 市民3,000人（市内在住の18歳以上の方）
- ② 抽出方法 無作為抽出
- ③ 調査方法 郵送による調査票の配布,
郵送及びインターネットによる回答（回答期間は2週間程度）
- ④ 調査期間 令和2年8月中旬～9月上旬（予定）